

## 先端設備の導入促進基本計画を見直しました

問 企画調整課 商工振興係  
☎476-1111 (227・228)

本町では、平成30年6月から生産性向上特別措置法に基づき、生産性向上に資する先端設備の導入に対して認定を行い、固定資産税の特例（3年間ゼロ）を行っております。

この度、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」が延長されることを受け、大崎町導入促進基本計画を2年延長し、令和5年6月までに期限が延長されました。

### 大崎町導入促進基本計画とは？

地域経済の活性化を図るため、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、地域内で雇用創出と若者の職場定着度が最も魅力ある地域となり、更に発展することを目指す計画です。

### 認定を受けられる中小企業者

業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

### 先端設備等導入計画の主な要件

中小企業者が、計画期間内に労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画（先端設備等導入計画）を策定し、本町の導入促進基本計画等に合致する場合に認定を受けることができます。

計画期間	計画認定から3年、4年又は5年の期間で目標を達成する計画であること
労働生産性向上の目標	計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が <u>年平均3%以上向上</u> すること
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備であること 【減価償却資産の種類】 機械及び装置、器具及び備品、測定工具及び検査工具、建物附属設備、ソフトウェア

これまで町内10件の申請を認定しております。